

第 3 節 整備に向けた課題

1 整備に関する市民の意識

(1) 説明会などでの意見

「保存管理計画」の策定の際、河原町住民を対象とした説明会や保護対象地域の所有者への個別訪問および「基本構想」の策定に係る講演会（座談会）で、下記の意見や要望が寄せられた。

表 2 説明会などでの主な意見

	意見・要望
地域住民の要望	<ul style="list-style-type: none"> ①生活道路の確保（南北・背面道路等の整備） ②少子高齢化と空き家対策（防犯・防災、活気がない） ③観光客のマナー遵守とプライバシーの確保 ④家並み・景観の統一 ⑤お出かけバスの路線 ⑥側溝落下防止の対策 ⑦商店の出店 ⑧空き地の有効活用（史跡購入の更地化） ⑨大井川川越しまつりの復活
市民・一般観光客の要望	<ul style="list-style-type: none"> ①景観・家並みの統一化 ②土産物店・飲食店・宿泊施設が欲しい ③見所を多くし、繰り返し訪れる魅力を作る ④空き地の活用 ⑤復元家屋を使って商売をする ⑥一般車両の通行と見学者の安全確保 ⑦建物以外でも川越しを理解できるようにする ⑧外国語の表記を行う
講演会の座談会での意見	<ul style="list-style-type: none"> ①昔の川越しの実態を分かりやすく紹介する ②川越街道にしかない魅力を上手に情報発信すれば応援してくれる人は集まる ③街並みの話を地域の人と観光客が対話できるのが良い ④遺跡を公有化しないで維持していく方法を模索する必要がある ⑤ここにしかない土産を販売してはどうか。島田にお金が落ちる仕組みが欲しい。 ⑥軽トラ市をやってはどうか ⑦新東海製紙の壁に昔の旅人の絵を描いてはどうか ⑧⑧車の通行規制をしてほしい

(2) ワークショップでの意見

平成 29 年度に実施したワークショップでは、史跡およびその周辺の現地点検を行い、その結果からみる問題点等の整理を行った。現状確認の主な意見を記載する「良い点」としては史跡全体的な物や遺構に関する意見が多く、「悪い点」としては、施設整備（案内看板など）や利活用に関する意見、「特徴的な点・その他気付きの点」としては、利活用に関する意見が多かった。

表 3 ワークショップでの現状確認の主な意見

	分類	意見・要望
良い点	史跡全体的な物	タイムスリップしたような空間にしたら素晴らしい遺跡になる。 のんびりしている。雰囲気がいい（木造の家や田んぼも）。静かな環境を保っている。 史跡がコンパクトである（まとまっている）。 文化・資料的なものが多い。（博物館・川会所） 地域住民と話ができる。 地割が残っている。
	遺構に関する意見	札場など扉を開けたままなので、興味を持ちやすい。 現存する川会所は島田のみ（大きなアピールポイント）。 川役人・人足の人形があって昔の状態をイメージしやすい。
	施設整備	分館がとても落ち着く。 電線がないのが良い。
悪い点	基盤整備	車が多くて落ち着かない。
	施設整備（案内看板など）	外から来る人に川越遺跡があることが分かりにくい。 案内看板が小さく気付きにくい。 案内看板が統一されていない。日本語表記しかない。
	修景	テレビアンテナが街道に合わない。 新東海製紙(株)の壁が殺風景。この先に遺跡があるか分からない。
	広域ネットワーク	蓬莱橋と川越街道とのつながりが弱い。 駅からのアクセスが悪い。路線バスがない（観光地として路線バスを通してほしい。）
	利活用に関する意見	飲食店、土産物店が少ない。飲食できるフリースペースがない。 演出が足りない 民俗資料館がせっかく面白いものが揃っているのにアピール不足？
特徴的な点・その他気付きの点	全体	中山道の馬籠みたいにしらない方がいい。 川越は男の溜まり場。→女性目線からの川越は取り入れられるか？
	施設整備	向島西バス停の名前を変える。
	利活用に関する意見	三番宿などで定期的にヨガ、お茶、着付け、三味線、俳句など雰囲気に合ったものをやる。 番宿に当時の遊び体験コーナーを作る（囲碁・将棋コーナー常設）。 和泉屋さんのような駄菓子屋さんに復活してもらいたい。 芭蕉にちなんで句会をやってはどうか？ 住人との交流（老人会・子ども会・婦人会）があるといい。 せぎ跡 大井川の広さを実感できる。→うまく表現したい。 “ここが川越だ” という SNS スポットをつくる。



ワークショップの参加者

2 整備に向けた課題

整備に関する市民の意識や史跡の現状を踏まえ、整備に向けた課題を整理し、以下に示す。

表4 整備に向けた課題

内 容	課 題
遺構の保存 ・整備	川会所、番宿を中心とする歴史文化財の適切な保存と整備・活用が必要である。(川会所・立合宿・札場・仲間の宿など)
動 線	①車の動線：街道への侵入車両を極力減らして見学者の安全を確保するとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、迂回路として周辺道路の拡幅や駐車場整備のほか、交通規制の検討が必要である。 ②人の動線：周辺の史跡めぐりのため、誘導サインを整備する必要がある。
修景及び植栽	①街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る必要がある。 ②遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める必要がある。
案内・解説	①見学者が理解しやすい看板表示を行う必要がある。 ②点字や多言語表記など人に優しい説明看板の設置を行う必要がある。
ネットワーク	市内の他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるような工夫が必要である。
便益施設	イベントの開催時や今後の観光客の増加に対応した駐車場やトイレ等を整備し、利便性を高める必要がある。
調査・研究	川越遺跡の確認・解明、さらに遺跡に対する理解を増進するため、文献の調査や地下の遺構・遺物の情報収集を目的とした調査の実施が必要である。
公開・活用	①川越遺跡をPRするための体験プログラムやイベント等の充実を検討する必要がある。 ②学校教育における教育・学習活動の場としての活用を図る必要がある。 ③空き家・定住化対策を進める必要がある。 ④東海道・川越し・歴史的景観を活用した飲食・土産物販売の強化が必要である。

第 4 章 整備基本計画

第 1 節 整備の理念及び整備の基本方針

1 整備の理念

整備の理念については、『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』（以下、「整備基本構想」と省略）にて、下記のとおり設定した。

東海道最大の難所 大井川の川越遺跡を守り継ぎ
そこに住む人にも訪れる人にも心地良い史跡のまちづくり

- (1) 江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを物語る遺跡を顕在化していく。・・・①
- (2) 川越遺跡の魅力である切妻屋根の歴史的な家並みを活かし、今も人々が暮らす遺跡として持続可能なまちづくりを進め守り継いでいく。・・・①
- (3) 遺跡の積極的な幅広い活用を検討し、人に優しい史跡のまちづくりを図る。・・・②
- (4) 島田宿大井川川越遺跡の文化財としての史跡の価値を深化させ、整備・活用を行うとともに、文化的観光地化を図る。・・・③

【史跡整備の 3 つの柱】

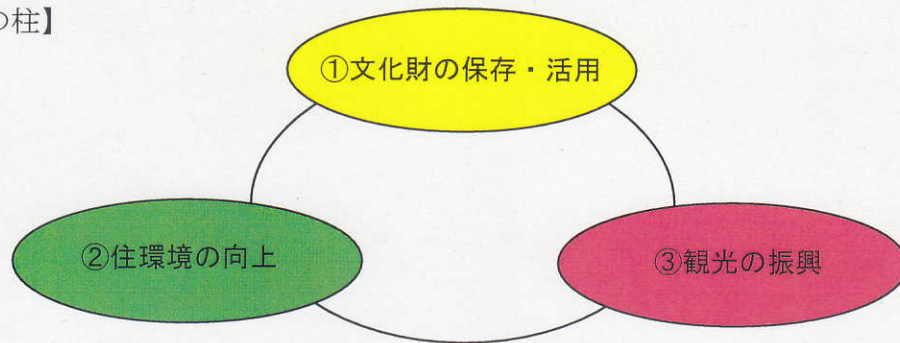


図15 整備の理念図

2 整備の基本方針

上記の整備の理念を具体化するための基本方針を以下に示す。

『文化財としての保存を前提とし、観光・くらしの場として地域振興に積極的に活用していくための持続可能な整備・活用を目指す。』

(1) 遺構の保存・整備

川会所や立合宿など史跡の価値を保存・顕現するため復元整備を行い、次世代へ確実に継承する。また、文化的観光資源・市民協働の場として活用していくため、展示整備や体験施設化を行う。

(2) 植栽・修景整備

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。また、遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める。

(3) 周辺環境の保全およびネットワーク整備

地域住民の理解と協力を得ながら周辺環境の保全に努めるとともに、史跡の価値のさらなる向上と来訪者の円滑な誘導・理解増進、他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるよう整備を進める。

(4) 調査・研究の推進

川越しに関する資料の調査研究を行うとともに、川越遺跡の解明や川越遺跡に対する理解を増進するため発掘調査を実施する。

(5) 文化的資源の公開・活用

見学するだけの遺跡ではなく、学び・楽しみ・体感できる体験型の遺跡として、何度も訪れてもらえるような事業を企画検討し、遺跡を公開・活用していく。

第 2 節 全体計画及び地区区分計画

1 地区区分（ゾーン区分）

川越遺跡の地区区分については、『整備基本構想』にて整備・活用の条件や所有状況、現状変更の取り扱い等により、次の3つのゾーンを設定している。

(1) 史跡指定地ゾーン

史跡の構成要素、所有状況等により整備・活用条件に差がある。

(2) 保護対象範囲ゾーン

史跡指定地と一体化として遺構や景観を保護する地区、埋蔵文化財の周知の遺跡と同様な取り扱いを行う。

(3) 史跡周辺ゾーン

「史跡指定地ゾーン」および「保護対象範囲ゾーン」の周辺の河原町町内と大井川河川敷のエリア

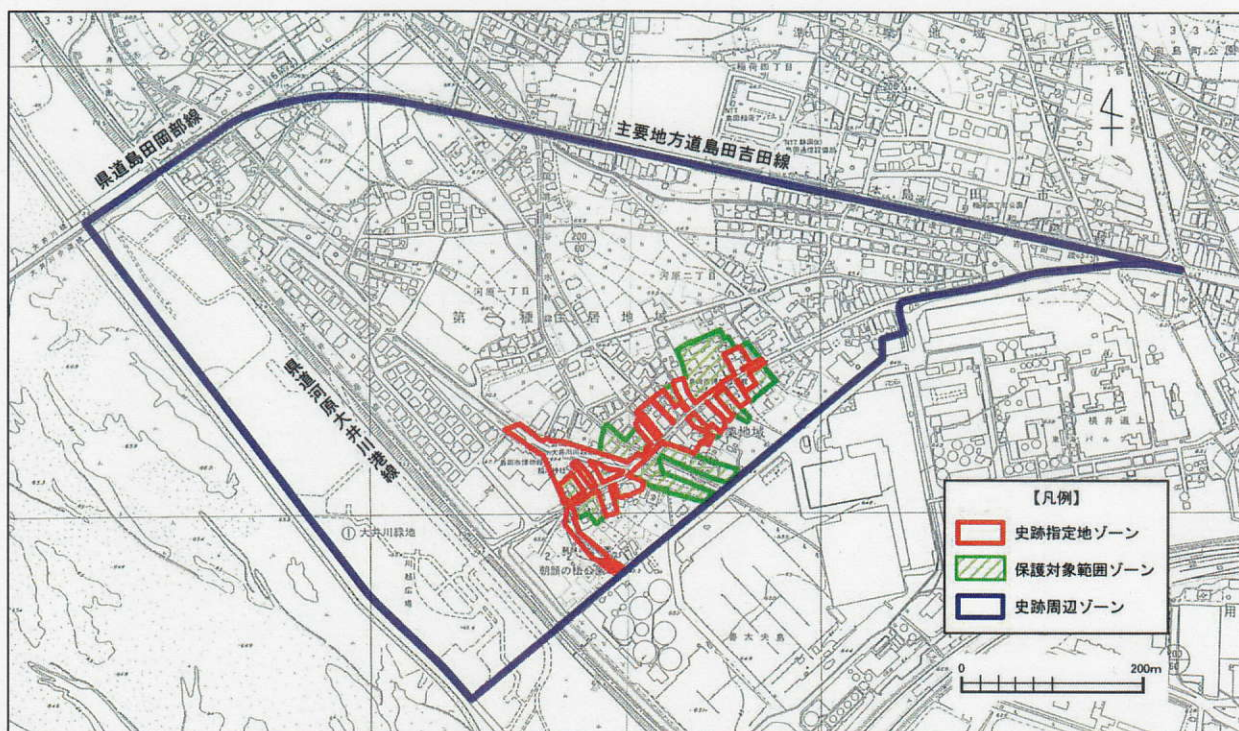


図 16 地区区分（ゾーン区分）

2 ゾーン別の保存整備方針

(1) 史跡指定地ゾーン

今後、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら、各種調査の結果を踏まえた保存、整備を図っていく地域である。家屋の復元、背面住宅の修景、遺跡を活用したイベント等を行う。

(2) 保護対象範囲ゾーン

史跡指定地と一体として保護していく地域である。現況や文化財的な価値、今後の利活用等を十分検討し、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら整備を行う。

(3) 史跡周辺ゾーン

島田市博物館本館や朝顔の松公園、大井川河川敷など周辺地域も含め一体的に保全と整備を行う。

3 整備の重点事業（案）

(1) 遺構の保存・整備

川会所の移築復元整備、立合宿の復元整備、番宿での体験施設整備

(2) 修景・案内解説

川越街道の始点から終点部分の修景・サイン整備

(3) 公開・活用

遺跡の紹介展示、東海道・川越し・歴史的景観を活用した地域振興（体験講座・イベント等）

表5 ゾーン別整備方針一覧表

所有区分	(1) 史跡指定地ゾーン		(2) 保護対象範囲ゾーン (指定地を含まない)		(3) 史跡周辺ゾーン			
	市有地	民有地	市有地	民有地	市有地	国・県有地		
場所	教育財産 二番宿西、三番宿、七番宿跡、十番宿、川会所跡、札幌場、立合宿、仲間の宿、酒屋跡	その他 島田大堤(北)、善太夫嶋堤(せぎ跡)	教育財産 川会所(建物)、博物館分館	その他 島田大堤(指定地南)、川越茶屋	教育財産 博物館	その他 島田大堤(指定地北)、朝顔の松公園、市道、水路等	大井川河川敷、県道河原・大井川港線、県道島田・吉田線	民有地 個人住宅、工場、空き地、畑等
① 遺構の保存整備	ア 川会所の移築と展示整備 イ 立合宿の復元整備(展示・体験施設化検討) ウ 札幌場・仲間の宿等の体験施設整備	民有地 稻荷神社、一番宿跡、二番宿、五番宿跡、六番宿、九番宿跡、和泉屋、橋本屋跡、荷縄屋、そば屋跡、口取宿跡	川会所建物の移築	川会所建物の移築	ア 塚本家住宅の保存・活用の検討 イ 関川庵・常唱堂・あさがお堂・文学碑等の保全			
② 植栽・修景整備		ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景(ファサード修景の整備)(共通事項) イ 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進(共通事項)	ウ 体験学習による景観保全		ウ 入口にふさわしい修景整備			
③ 基盤整備	ア 車輦の通行規制の検討 ウ 側溝落下防止の対策		ア 道路・駐車場整備の検討(共通事項)		イ 街道への進入車輛を極力減らし迂回路などの整備を検討			
④ 施設整備	ア 説明板の新設や既存看板の改修、案内看板の設置(共通事項)		イ 島田市博物館分館(旧桜井家住宅)の国の文化財登録を検討		イ 博物館本館常設展示のリニューアル等を検討 ウ 案内標示板等の設置			
周辺環境の保全およびネットワーク整備								